

「高浜市空家等の適切な管理に関する条例」を 制定しました。

近年、全国的に人口減少が進む中で、人口の高齢化や既存の住宅・建築物の老朽化などに伴い、空家等が年々増加しております。また、長期にわたり住む人がいなくなった空家等が十分に手入れされないまま放置された結果、防災・衛生・景観等の面で周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、大きな社会問題になっております。

こうした空家等に対する施策を進めるため、国において、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 5 月に施行されました。

高浜市では、この特別措置法の施行に伴い、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、「高浜市空家等対策計画を平成 31 年 3 月に策定し、空家等の予防対策・適正管理の促進、利活用の促進といった計画に掲げた対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、今後も空家等の数は増加すると予測されること。また、空家等を十分に手入れされないまま放置されてしまうと、防災・衛生・景観等の面で周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことが危惧されることから、特別措置法と一体的な運用を図る条例を制定しました。



特別措置法や条例における「空家等」や「特定空家等」とは？

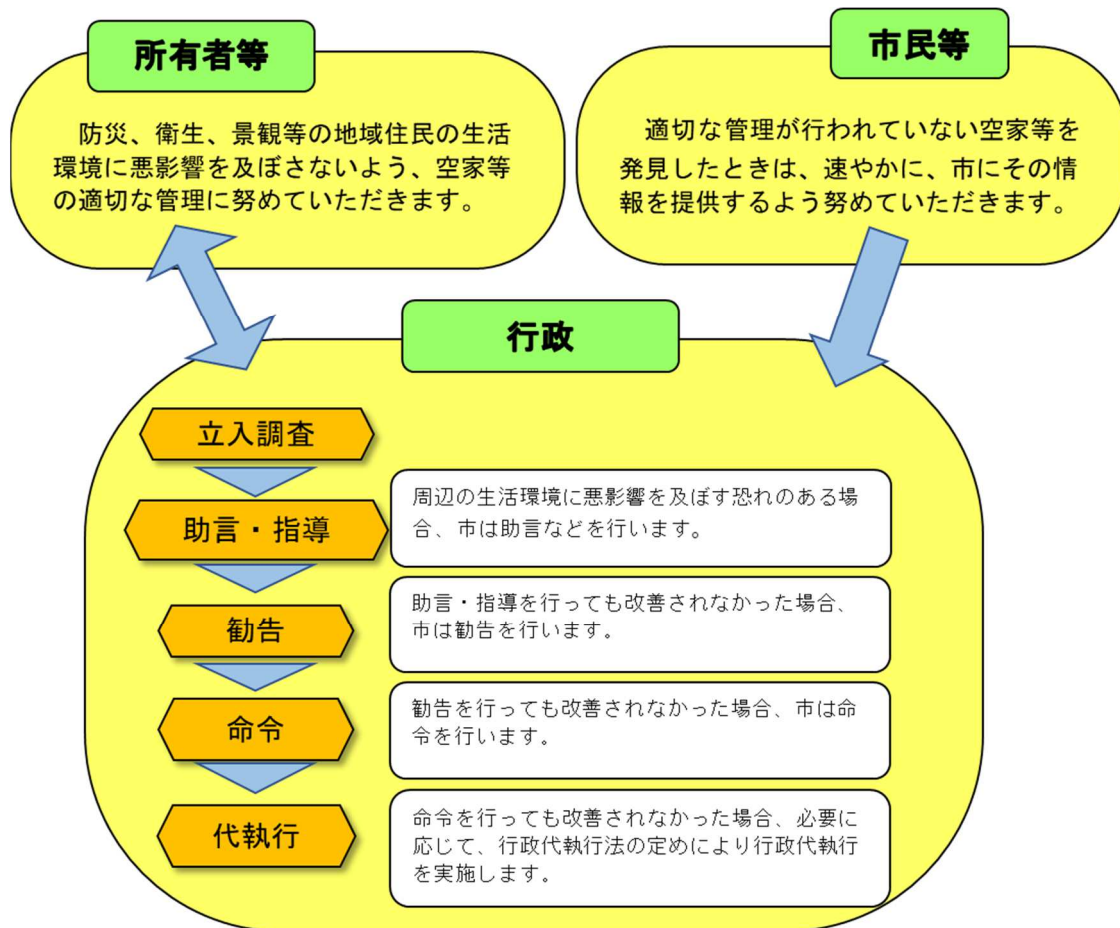
「空家等」とは・・・居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物
又は、これに附属する工作物及びその敷地をいいます。

「特定空家等」とは・・・上記「空家等」のうち、次のいずれかに掲げる状態にあるものを
いいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

責 務 と 役 割

本条例では、「所有者等」、「市民等」、「行政」の責務と役割を下記のように規定しています。



現在、空家をお持ちの所有者等の皆様へ！！

建物の倒壊や建築部材の脱落・飛散により通行人や近隣の家屋に被害を与えた場合には、その建物の所有者等は被害者等から管理責任を問われ、損害賠償などを請求される場合があります。

所有者等の皆様は自己の所有する空家等について、定期的な点検や補修を行うなど、近隣の方々の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、**空家等の適正な管理に努めてください！！**

詳細：高浜市公式ホームページ

【高浜市空家等の適切な管理に関する条例】で検索

<<問い合わせ先>>

高浜市役所 都市政策部 都市計画グループ

電話番号 0566-52-1111 内線 270、288